

知多市家庭系収集ごみ有料化基本計画 (案)

平成 26 年 12 月

知多市

目 次

1	ごみ処理の現状と課題	
(1)	ごみ排出量の現状	○
(2)	ごみ処理費用の現状	○
(3)	ごみ処理の課題	○
2	家庭系収集ごみ有料化の概要	
(1)	有料化とは	○
(2)	有料化の目的	○
(3)	有料化の導入状況	○
(4)	有料化による効果	○
3	家庭系収集ごみ有料化の制度内容	
	※第4回検討会議にて検討	
4	ごみの減量と資源化の推進の施策等	
(1)	ごみの減量と資源化の推進に向けた施策	○
(2)	不適正排出等の対策	○
5	家庭系収集ごみ有料化の周知	
(1)	説明会の開催	○
(2)	広報活動の充実	○

1 ごみ処理の現状と課題

(1) ごみ排出量の現状

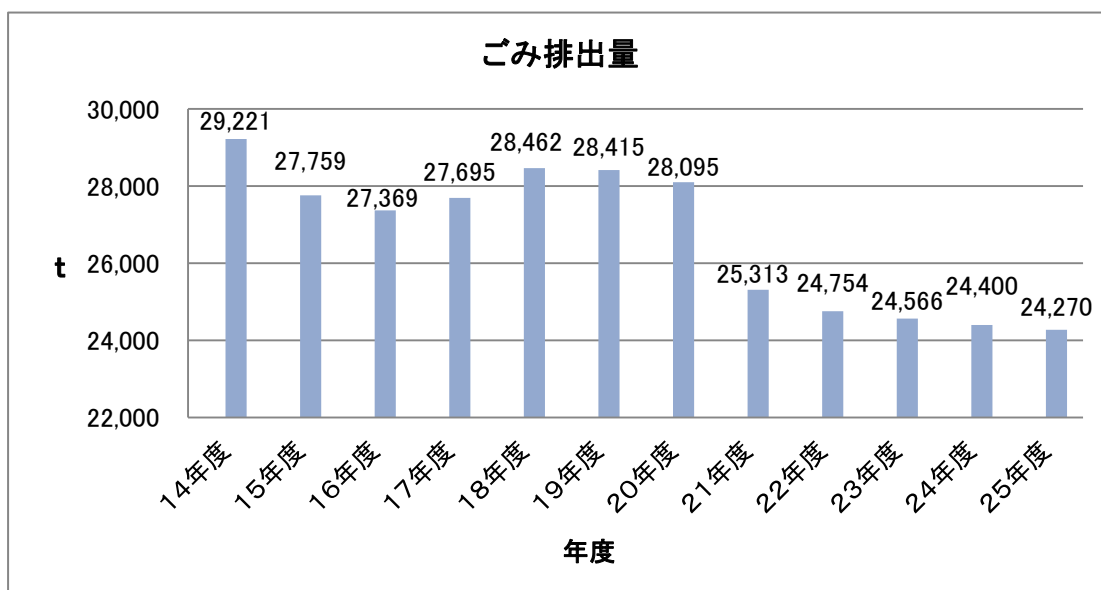
本市のごみ排出量は、平成14年12月に指定ごみ袋制と直接搬入ごみ処理手数料の導入したことにより、平成15年度に大きく減少しました。

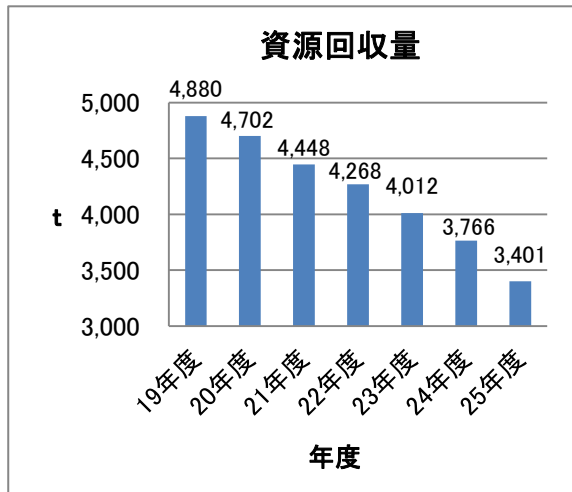
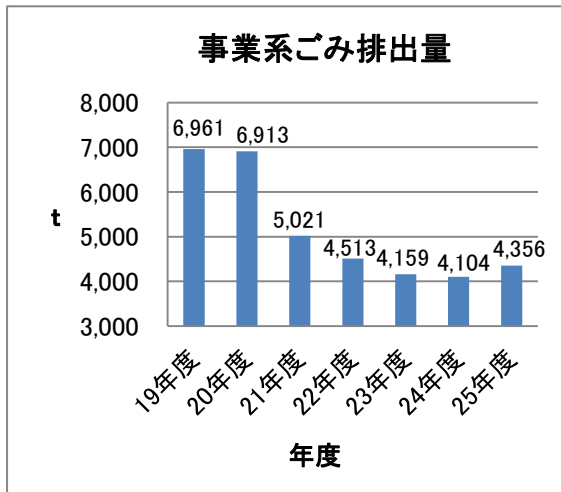
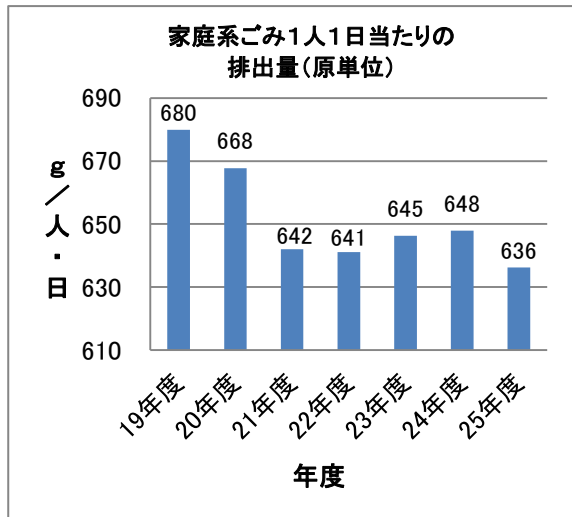
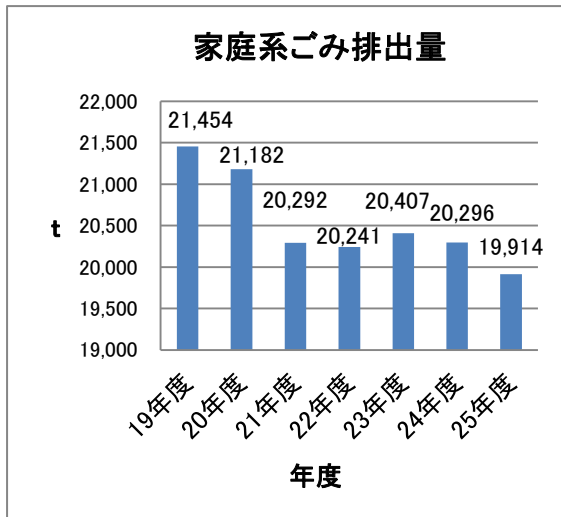
その後、横ばい状態が続いていましたが、平成20年度から21年度にかけて、直接搬入ごみに対する適正指導とごみ処理手数料の改正を実施したことにより、平成21年度に大きく減少しました。

市で処理するごみ（一般廃棄物）は、大きく家庭系ごみと事業系ごみに分けられますが、事業系ごみの排出量は景気の動向に左右されるものの、近年は横ばいの状況です。家庭系ごみの排出量もほぼ横ばい状態で、減量が進んでいない状況です。

平成24年度一般廃棄物処理事業実態調査から算出した家庭系ごみ1人1日当たりの排出量（原単位）をみると、本市は648g／人・日で、県内自治体の平均548g／人・日と比較して、1人1日当たり100g多くなっています。これは、県内54市町村のうち、排出量が少ない方から50番目で、市では最下位となっています。

また、資源回収量は年々減少しています。定期収集する家庭系ごみには再生可能な紙類やペットボトル、缶などが多く混入されており、ごみと資源の分別が十分でないことが資源回収量低下の一因として考えられます。





可燃物ごみの内容物調査 (平成26年6月)

区分	A地区	B地区	合計
総袋数 <i>a</i>	92	57	149
資源混入の袋数 <i>b</i>	80	51	131
割合 (%) <i>b/a</i>	87.0	89.5	88.8

不燃物ごみの内容物調査 (平成26年6月)

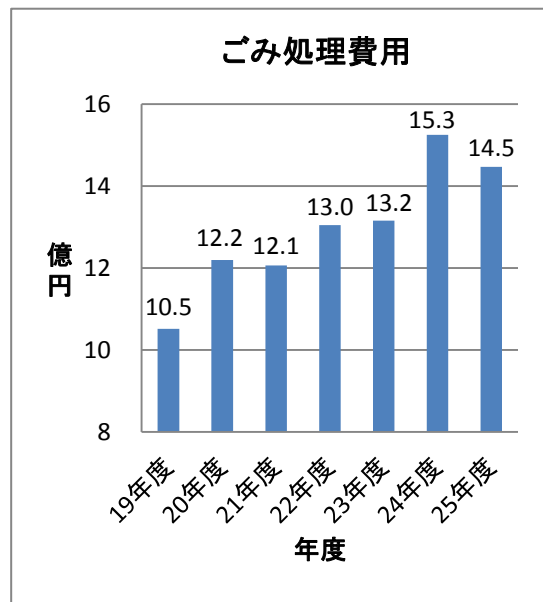
区分	C地区	D地区	E地区	F地区	合計
総ごみ量 (kg) <i>c</i>	150.0	130.0	140.0	50.0	470.0
資源混入量 (kg) <i>d</i>	48.2	51.8	44.0	21.3	165.3
割合 (%) <i>d/c</i>	32.1	39.8	31.4	42.6	35.2

(2) ごみ処理費用の現状

ごみ処理には、収集、中間処理（破碎、焼却等）、最終処分（埋立）などに多額の費用が掛かります。

現在の焼却施設が稼働から11年を経過し、修繕費などが大幅に増加しており、平成25年度のごみ処理費用は約14億5千万円となっています。

ごみ処理費用を抑えながら、ごみを適正に処理、処分するためにも、ごみの減量が必要です。



(3) ごみ処理の課題

ア ごみの減量と資源化の推進

ごみの発生抑制は、循環型社会や低炭素社会を目指すために必要な課題となっています。

国は、平成25年に「第3次循環型社会形成推進基本計画」で、一般廃棄物の減量目標を「1人1日当たりに家庭から排出する資源を除くごみの量について、平成32年度を目標年次として、平成12年度比で約25%減にする。」と設定しており、ごみの減量が求められています。

「第3次循環型社会形成推進基本計画」(抜粋) 平成25年5月31日 閣議決定
第3章 循環型社会形成のための指標及び数値目標

第2節 取組指標

1 入口

(2) 一般廃棄物の減量化(目標を設定する指標)

① 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

国民のごみ減量化への努力や分別収集の努力をあらわす代表的な指標として、集団回収量、資源ごみ等を除いた、家庭系からの1人1日当たりごみ排出量を平成32年度において、平成12年度比で約25%減(約500グラム)とすることを目標とする。

家庭から排出されるごみの減量が進んでいない状況であることから、家庭系ごみの減量に効果的な施策の検討が必要です。

また、近年、資源回収量が減少していることから、資源化を推進するための施策の検討も必要です。

イ 負担の公平性

ごみ処理手数料が掛かる戸別収集と直接搬入を除く、家庭から排出されるごみは、税収入を財源として収集と処理を行っています。

収集ごみの処理を全て税収入で賄っている現状は、市民にとって排出量に応じた費用負担となっていないことから、環境に配慮してごみ減量に努力している市民には、不公平感が生じていると考えられます。

また、循環型社会や低炭素社会を目指すために、ごみの減量と資源化の推進についての啓発を行っていますが、市民にとってごみ減量が日常生活のメリットとしてとらえにくいいため、具体的なごみ減量の行動に結びつきにくいと考えられます。

そのため、ごみ排出量に応じた処理費用の負担を図るためにも、ごみの減量と資源化の推進を積極的に取り組んだ市民については、負担が軽減されるような仕組みづくりが必要です。

2 家庭系収集ごみ有料化の概要

(1) 有料化とは

ほとんどの自治体は、手数料の上乗せが無い一定規格の「指定ごみ袋」を排出者が購入して、定期収集のごみ排出時に使用することを義務付けています。指定の袋を購入しなければならないため、広い意味では、これを「有料化」と言う場合がありますが、排出者の負担は袋の作成と販売に係る実費であり、ごみ処理費用の負担を求めているものではありません。

本計画の「家庭系収集ごみ有料化」は、家庭の日常生活から排出されるごみを適正に処理するための費用の一部を、排出量に応じて手数料として直接、市民に負担を求める仕組みのことであります。

現在、本市では家庭系ごみについては、粗大ごみなどを清掃センターに直接搬入される場合と戸別収集の場合に処理手数料の負担が必要ですが、定期収集のごみについては手数料を賦課していません。

なお、国は、平成17年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」で「家庭系収集ごみ有料化」を地方自治体の役割として推進すべき施策としています。

「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（抜粋） 平成17年5月改正 環境省

三 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項

2 国民、事業者、地方公共団体及び国の役割

(3) 地方公共団体の役割

…経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。

(2) 有料化の目的

家庭系収集ごみ有料化の目的は、ごみ減量が家計の支出減につながるという経済的な動機付け（＝インセンティブ）を活用して、市民のごみに関する意識を大きく転換することによって、即効性のある大幅なごみの減量を達成することです。

家庭系収集ごみ有料化によって、経済的な動機付けにより、ごみ減量に取り組むことが資源化の推進にもつながり、循環型社会の形成にとって、

非常に大きな効果があるとされています。

また、ごみの減量と資源化の推進に取り組んだ成果が、直接、経済的な負担減として反映されるため、公平性を実感することができます。

先行する他自治体の取り組みからも、有効性が報告されており、家庭ごみの減量と資源化の推進に積極的に取り組んできた市民にとってはさらなる意識高揚につながり、取り組みに消極的だった市民にとっては、ごみ減量の意識を持ち始める転機となることが期待できます。

さらに、家庭系収集ごみ有料化による手数料収入は、ごみの減量と資源化の推進を始めとした環境施策のための財源の一部となります。

(3) 有料化の導入状況

家庭系収集ごみ有料化の実施率は、全国の自治体では62.4%となっており、約3分の2の自治体が実施しています。

県内自治体の実施率は38.9%ですが、今後、多くの自治体が家庭系収集ごみ有料化に向けた検討を進めていくと考えられます。

全国市区町村の有料化実施状況（平成26年4月現在）

区分	総数	有料化実施団体数	有料化実施率
市・区	813	450	55.4%
町	745	517	69.4%
村	183	119	65.0%
合計	1,741	1,086	62.4%

県内市町村の有料化実施状況（平成26年4月現在）

区分	総数	有料化実施団体数	有料化実施率
市	38	13	34.2%
町	14	6	42.9%
村	2	2	100.0%
合計	54	21	38.9%

(4) 有料化の効果

家庭系収集ごみ有料化によって、様々な効果が見込まれますが、本市では、次のような効果が考えられます。

ア ごみの減量と資源化の推進

ごみ排出量に応じた費用負担を実感できるため、ごみ減量による経済的なメリットを感じやすくなり、ごみの減量と資源化の推進についての関心が高まります。

また、ごみと資源を適正に分別することで、現状では収集ごみの中に混入されている紙類などを再生可能な「資源」として回収することができ、ごみ排出量は減少し、資源回収量は増加することが見込まれます。

イ ごみに対する意識の向上

ごみの減量と資源化の推進についての関心が高まることによって、ごみになるものを家庭に持ち込まない、無駄にならない購入量を心掛けるなど、ライフスタイル見直しの契機となります。

ウ 負担の公平性の確保

ごみ排出量に応じた手数料が必要となるため、ごみを多量に排出する場合には負担が大きく、少量の場合には負担が小さくなります。

このため、ごみ減量を実践している市民の努力が報われることになり、ごみ処理に係る費用負担の公平化につながります。

エ ごみ処理費用の削減

ごみ排出量が減少することにより、収集運搬車両の走行距離やごみ処理施設の運転時間を減らすことが可能となり、ごみ処理費用の削減と、ごみ処理施設の延命化を図ることができます。

3 家庭系収集ごみ有料化の制度内容

※ 第4回検討会議にて検討

4 ごみの減量と資源化の推進の施策等

家庭系収集ごみ有料化は、ごみの減量と資源化の推進に効果的な施策の一つですが、他の施策と併せて実施することで、その相乗効果から、より一層のごみ減量と資源化が進むと考えています。

また、導入に伴い懸念される、ごみの不適正排出等を防止するための対策を強化することも重要です。

このことから、次のような施策を実施、検討していきます。

なお、実施、検討に当たって、施策によっては地域事情を考慮して、地域ごとに可能な施策で対応していくことも必要です。

(1) ごみの減量と資源化の推進に向けた施策

ア ごみ減量等推進員制度の導入の検討

ごみの排出方法やごみと資源の分別方法について、市民に適正指導を行うために、ごみ減量等推進員制度などの指導体制を検討していきます。

イ 多世代への意識啓発、情報提供、環境教育の推進

ごみの減量と資源化の推進には、大人だけでなく次世代を担う子どもたちに、ごみ問題についての関心を持ってもらうことが重要です。

意識啓発を継続的に促すため、ごみ減量が環境に与える効果として、二酸化炭素の削減量推計や、回収後の資源の活用状況などの情報を分かりやすく提供していきます。

また、子どもたちへの環境教育の一環として、小中学校との連携によるごみと資源の分別体験や、回収可能な資源の検討をしていきます。

ウ 資源の受入れ体制の拡充

資源回収の機会を拡充するために、月1回の地域回収の受入れ時間帯の弾力化、地区や公共の施設等を拠点とする回収体制などを検討します。

なお、ごみ収集場所での資源回収については、現状のごみ収集場所箇所数(※)を考慮すると、慎重な検討が必要であると考えています。

※ 可燃物収集場所：約1,200か所、不燃物収集場所：約960か所（共用含む）

エ 分別の周知と資源回収品目の拡大

可燃物ごみの中に多く混入されている雑紙類を資源として回収していることを周知するほか、分別についての市民の煩雑さも考慮しながら、不燃物として収集しているごみのうち、資源として回収することが可能なもの(※)を検討し、資源化を進めていきます。

※ 飲料缶以外の金属類 など

オ 生ごみと草木類の減量、資源化の検討

家庭系ごみの多くを占める生ごみと草木類の減量は、第一に水切りや乾燥後の排出が有効であることを周知する必要があります。

また、これらを資源化し、有効活用することができれば、直接的にごみ減量につながります。収集と処理に係る費用や適正な収集方法などを踏まえて長期的に検討していきます。

(2) 不適正排出等の対策

有料化制度の導入に伴い、不適正排出(ルール違反)、不法投棄、野外焼却などが新たに生じないように、地域や導入を検討するごみ減量等推進員と協働して、周知や啓発を充実していきます。

ア 不適正排出(ルール違反)対策

不適正な排出を防止するため、ごみ収集場所の早朝巡視などにより、指定ごみ袋以外の排出や分別の不徹底などのルール違反について、排出元調査などを行い、適正排出を指導します。

また、家庭系収集ごみ有料化制度の導入前後には、地域と協働して、ごみ収集場所を巡回し、制度と分別の周知や指導を行います。

イ 不法投棄対策

不法投棄を防止するため、必要に応じて、投棄されやすい場所への監視装置等の設置や、関係機関と協力した情報収集と巡視などによる監視を強化します。

ウ 野外焼却対策

野外焼却を防止するため、関係機関と協力した情報収集と巡視などによる監視を充実します。

5 家庭系収集ごみ有料化の周知

家庭系収集ごみ有料化の円滑な実施には、目的や制度などについての市民の理解と協力が不可欠です。

そのために、説明会の実施や積極的な広報活動などを行います。

(1) 説明会等による周知

行政区やコミュニティ単位の説明会の開催など、多様な機会をとらえて有料化制度に対する周知を行います。

説明会では、制度の概要や仕組みの他にも、ごみ減量の具体的方策や不適正排出対策など、制度の導入によって懸念される問題の対応なども説明します。

(2) 広報活動の充実

ア 広報誌やホームページによる周知

「広報ちた」で周知する他に、ホームページを活用した情報提供を行います。

また、積極的に報道機関へ情報提供を行い、市民に情報を伝えます。

イ パンフレット等による周知

有料化制度の内容や効果、ごみと資源の分別方法などについて分かりやすいパンフレットを作成し、全世帯に配布します。

また、公共施設、商店等へのポスター掲出とチラシ配布を行います。

ウ その他

各種団体等への出前講座や各種イベントなどを利用して周知します。